

5 事業等推進部会の審議状況について

資料 6

【所掌事務】
○ 5 事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む））及び在宅医療の提供体制に関すること
地域医療支援病院承認、救命救急センター指定、災害拠点病院指定、へき地医療拠点病院・診療所指定、周産期母子医療センター指定、小児救命救急センター指定

	第1回	第2回
日時	平成30年10月26日（金） 午後2時から午後3時30分まで	平成31年3月22日（金） 午後2時から午後3時30分まで
場所	愛知県議会議事堂1階ラウンジ	愛知県自治センター4階大会議室
出席者	委員11名（委員総数15名）	委員11名（委員総数15名）
議 題	①部会長の選出について ・城義政委員を部会長に選出 ②地域医療対策協議会について(2頁参照) 現在、5事業等推進部会に位置付けられている地域医療対策協議会を、平成31年度から地域医療支援センター運営委員会に、その役割を移行する。 【審議結果】 了承 ③地域医療支援病院の答申について(3～6頁参照) ・公立西知多総合病院 【審議結果】 了承	①医師派遣推進事業に係る医師派遣について（9頁参照） 平成31年度派遣先病院 津島市民病院、あま市民病院、常滑市民病院、厚生連足助病院、厚生連渥美病院 【審議結果】 了承 ②へき地医療拠点病院及びへき地診療所の指定について（10～12頁参照） [へき地医療拠点病院] ・病 院 名 岡崎市民病院 ・所 在 地 岡崎市高隆寺町字五所合3－1 ・指定年月日 平成31年4月1日 [へき地診療所] ・診療所名 東栄医療センター ・所在地 東栄町大字三輪字上栗5番地 ・指定年月日 平成31年4月1日 【審議結果】 了承 ③自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラムについて（13頁参照） 平成30年の医療法改正により、医師の不足する地域への派遣を効果的に行われるよう、都道府県が自治医科大学卒業医師に対するキャリア形成プログラムを策定することとされたため、その内容について審議を行った。 【審議結果】 了承
報告事項	○総合周産期母子医療センターの指定について(7～8頁参照) 藤田保健衛生大学病院（現：藤田医科大学病院）を平成30年4月1日から総合周産期母子医療センターに指定したことを報告した。	○愛知県救急医療協議会の設置について（14頁参照） 本県の救急医療全体の問題点や課題を検討するため、平成31年度上半期に愛知県救急医療協議会を新たに設置することを報告した。 ○本年4月27日から5月6日までの10連休における医療提供体制の確保に関する対応について 厚生労働省から10連休における医療提供体制の確保を求められたことから、県内における対応状況について報告を行った。 ○5事業等における主な平成31年度予算について 5事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む））及び在宅医療の確保並びに保健医療従事者の確保に関する本県の平成31年度予算措置状況を報告した。

地域医療対策協議会について

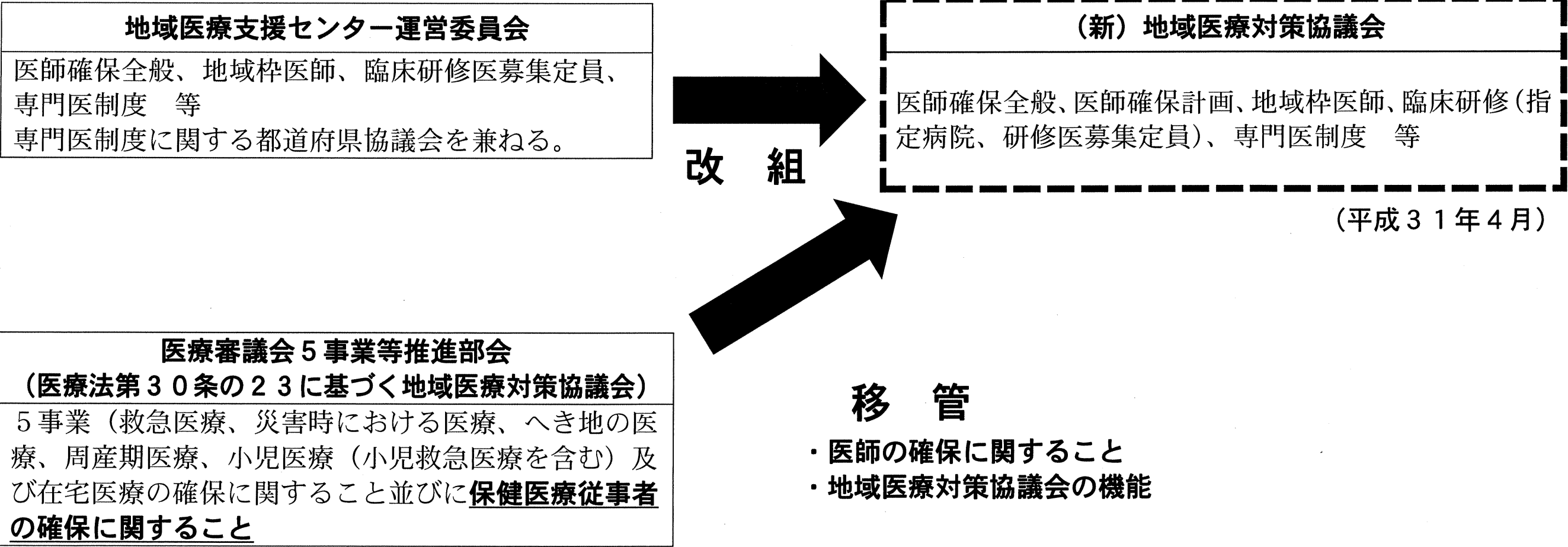
○地域医療対策協議会の機能強化

今年度に行われた医療法の改正により、都道府県における医師確保対策の実施体制の強化を図るため、都道府県と大学、医師会等が必ず連携すること等を目的とした「地域医療対策協議会」の機能強化が図られた。（法律施行日：平成30年7月25日）

内容としては、具体的な医師確保対策の実施を担う医療機関を中心に構成員を再構成するとともに、都道府県内の医師確保関係会議を整理・統合し、大学・医師会・主要医療機関等が合意の上、医師派遣方針、研修施設・研修医の定員等を決定することとされた。

○本県の対応

地域枠医師等の医師確保施策について協議を行っている地域医療支援センター運営委員会の構成員を再構成するとともに、組織の変更（改組）を行い、平成31年度から地域医療対策協議会としての役割を担うこととする。



地域医療支援病院名称承認申請概要書

1 開設者の住所等

住 所	知多市三反田 3 丁目 1 番地の 2
名称及び代表者職・氏名	西知多医療厚生組合 管理者 鈴木 淳雄

2 病院の名称等

名 称	公立西知多総合病院					
所 在 地	東海市中ノ池三丁目 1 番地の 1					
診療科名	内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、神経内科、血液内科、内分泌・代謝内科、リウマチ科、外科、呼吸器外科、消化器外科、血管外科、脳神経外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、緩和ケア外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、救急科、歯科口腔外科、麻酔科（計 3 1 診療科）					
病 床 数	精 神	感染症	結 核	療 養	一 般	合 計
					4 6 8	4 6 8 床

3 施設の構造設備

施 設 名	設 備 の 有 無					
集 中 治 療 室	⑦	・	無	病 床 数 8 床		
化 学 検 査 室	⑦	・				
細 菌 検 査 室	⑦	・	無			
病 理 検 査 室	⑦	・	無			
病 理 解 剖 室	⑦	・	無			
研 究 室	⑦	・	無			
講 義 室	⑦	・	無			
図 書 室	⑦	・	無			
救急用又は患者搬送用自動車	⑦	・	無	保有台数		1 台
医薬品情報管理室	⑦	・	無			

4 他の病院又は診療所から紹介された患者に対する医療を提供する体制の整備状況

(1) 紹介率

紹 介 患 者 の 数 (A)	初 診 患 者 の 数 (B)	紹 介 率 (A/B×100)
8, 9 7 8 人	1 5, 4 4 2 人	5 8. 1 %

(2) 逆紹介率

逆 紹 介 患 者 の 数 (C)	初 診 患 者 の 数 (B)	逆 紹 介 率 (C/B×100)
1 3, 6 1 8 人	1 5, 4 4 2 人	8 8. 2 %

5 共同利用のための体制の整備状況

(1) 共同利用の実績

前年度の共同利用を行った医療機関の延べ機関数	1, 2 7 9 施設
うち申請者と直接関係のない医療機関の延べ機関数	1, 2 7 9 施設
共同利用に係る病床の病床利用率	1 0. 0 %

(2) 共同利用の範囲

施設名等	開放型病床、画像検査機器（CT、MRI、UGI、X線骨密度検査、マンモグラフィー検査、歯科インプラントCT検査、歯列矯正セファークX-P検査）、生理検査機器（超音波検査、長時間記録心電図、長時間記録血圧計、脳波検査、肺機能検査、血管内皮機能検査）、図書室、会議室、研究室
------	---

(3) 共同利用の体制

共同利用に関する規定	⑦ ・ 無
利用医師等登録制度の担当者	⑦ ・ 無

(4) 利用医師等登録制度

登 録 医 療 機 関 数	1 8 0 施設
うち申請者と直接関係のない医療機関数	1 8 0 施設

(5) 常時共同利用可能な病床数

常 時 利 用 可 能 な 病 床 数	5 床
---------------------	-----

6 救急医療を提供する能力の状況

(1) 重症患者の受け入れに対応できる医療従事者

職 種	専 従		非 専 従	
	常 勤	非 常 勤	常 勤	非 常 勤
医 師	6 人	0 人	3 8 人	1 2 人
看護師	5 7 人	3 人	0 人	0 人
その他	0 人	0 人	9 0 人	2 人

(2) 重症救急患者のための病床

優 先 的 に 使 用 で き る 病 床	8 床
専 用 病 床	1 2 床

(3) 重症救急患者に必要な検査又は治療を行うために必要な診療施設

施 設 名	救急診療センター、救急病棟、I C U、手術センター、血管造影室、検体検査室（化学検査室）、放射線検査室
-------	--

(4) 救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者数	5, 4 8 3 人
--------------------------	------------

(5) その他

「救急病院等を定める省令」（昭和 39 年厚生省令第 8 号）に基づき知事の救急病院の認定を受けている病院である場合	Ⓐ・否
「救急医療対策の整備事業について」（昭和 52 年 7 月 6 日付け医発第 692 号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している場合	Ⓐ・否

7 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力の状況

(1) 研修の実績

研 修 の 内 容	回 数	研 修 者 数
医学、薬学などの医療に関する研修会、症例検討会、臨床病理検討会等	1 7 回	2, 0 2 0 人

(2) 研修実施のための施設及び設備

施 設 名 等	講堂、第一会議室、第 5 会議室
---------	------------------

8 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法及び閲覧方法

(1) 管理責任者等

管 理 責 任 者	Ⓐ・無
管 理 担 当 者	Ⓐ・無

(2) 閲覧責任者等

閲 覧 責 任 者	Ⓐ・無
閲 覧 担 当 者	Ⓐ・無

9 医療法施行規則第 9 条の 1 9 第 1 項に規定する委員会の構成

学 識 経 験 者	1 人
医師会等医療関係団体の代表	7 人
地 域 の 住 民 代 表	2 人
当 該 病 院 の 関 係 者	5 人
そ の 他	3 人

1 0 患者からの相談に適切に応じる体制

患 者 相 談 を 行 う 場 所	患者サポートセンター各種相談窓口
-------------------	------------------

1 1 居宅等における医療の提供の推進に関する支援

居宅等医療提供施設等における連携の緊密化のための支援等	・患者サポートセンターの設置 ・地域包括ケアシステム構築会議等の連携会議への参加 ・在宅療養後方支援病院としての受入れ支援 ・在宅医療・介護連携ネットワークへの参加
-----------------------------	---

医療を受ける者又は地域の医療提供施設に対する情報の提供	・広報誌等による情報提供 ・地域の医療機関への訪問活動 ・地域の医療従事者を対象とした学術研究会の開催
その他居宅等における医療の提供の推進に関し必要な支援	・訪問看護師連携会議等の開催 ・在宅療養診療所へのバックアップ体制

1 2
その他地域医療支援病院に求められる取組み

(1)
連携体制を確保するための専用の室等

施設名称	地域医療連携室
担当者	有 ・ 無

(2)
病院の機能に関する第三者による評価

病院の機能に関する第三者による評価	有 ・ 無
-------------------	-------

(3)
退院調整部門

退院調整部門	有 ・ 無
--------	-------

(4)
地域連携を促進するための取組み

策定した地域連携クリティカルパス	・脳卒中地域連携パス
------------------	--

(5)
病院が果たしている役割に関する情報発信

情報発信の方法	ホームページ、広報誌、市民公開講座の開催 等
---------	------------------------

地域医療支援病院承認状況一覧（平成 30 年 10 月 1 日現在）

	医療圏	所在地	医療機関の名称	承認年月日
1	名古屋	名古屋市千種区	名古屋市立東部医療センター	平成 25 年 3 月 27 日
2		名古屋市北区	名古屋市立西部医療センター	平成 25 年 9 月 17 日
3		名古屋市中村区	名古屋第一赤十字病院	平成 18 年 9 月 29 日
4		名古屋市中区	独立行政法人国立病院機構 名古屋医療センター	平成 19 年 9 月 26 日
5		名古屋市中区	国家公務員共済組合連合会名城病院	平成 27 年 9 月 25 日
6		名古屋市昭和区	名古屋第二赤十字病院	平成 17 年 9 月 30 日
7		名古屋市中川区	名古屋掖済会病院	平成 19 年 9 月 26 日
8		名古屋市中川区	藤田保健衛生大学病院坂文種報徳會病院	平成 29 年 9 月 22 日
9		名古屋市港区	独立行政法人労働者健康安全機構 中部労災病院	平成 23 年 9 月 14 日
10		名古屋市南区	独立行政法人地域医療機能推進機構 中京病院	平成 18 年 9 月 29 日
11		名古屋市天白区	名古屋記念病院	平成 21 年 3 月 25 日
12	海部	弥富市	愛知県厚生農業協同組合連合会 海南病院	平成 29 年 9 月 22 日
13	尾張東部	瀬戸市	公立陶生病院	平成 23 年 9 月 14 日
14	尾張西部	一宮市	一宮市立市民病院	平成 24 年 9 月 24 日
15		一宮市	総合大雄会病院	平成 23 年 3 月 22 日
16	尾張北部	春日井市	春日井市民病院	平成 24 年 9 月 24 日
17		小牧市	小牧市民病院	平成 27 年 9 月 25 日
18	知多半島	半田市	半田市立半田病院	平成 24 年 9 月 24 日
19	西三河北部	豊田市	愛知県厚生農業協同組合連合会 豊田厚生病院	平成 29 年 9 月 22 日
20		豊田市	トヨタ記念病院	平成 29 年 9 月 22 日
21	西三河南部東	岡崎市	岡崎市民病院	平成 21 年 9 月 11 日
22	西三河南部西	安城市	愛知県厚生農業協同組合連合会 安城更生病院	平成 22 年 9 月 27 日
23		刈谷市	刈谷豊田総合病院	平成 28 年 9 月 26 日
24	東三河南部	豊橋市	豊橋市民病院	平成 26 年 9 月 26 日

総合周産期母子医療センターの指定について

【指定病院】

藤田保健衛生大学病院（現：藤田医科大学病院）

【指定年月日】

平成 30 年 4 月 1 日

【基準適合状況】

資料 3－2「藤田保健衛生大学病院の整備状況」のとおり

【参考】

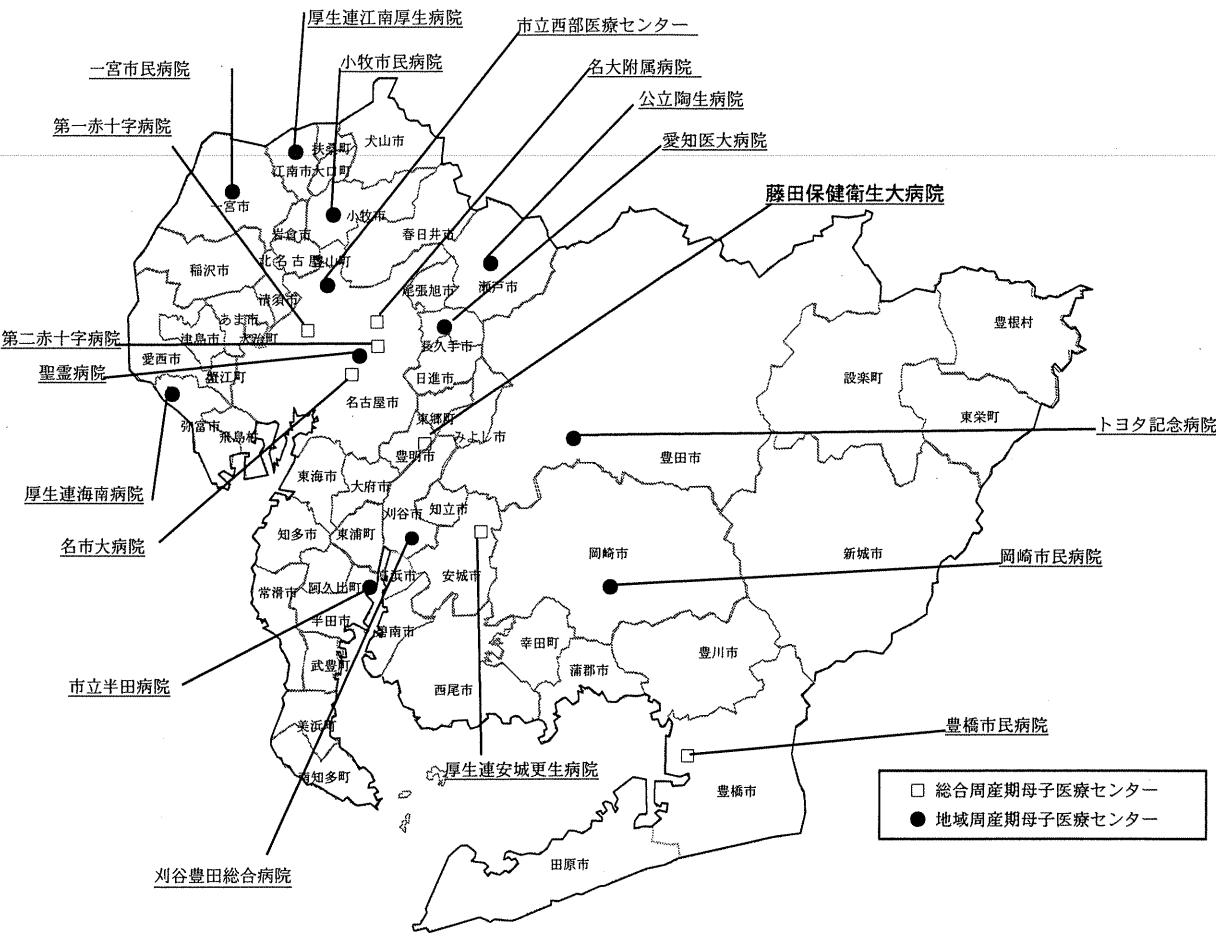
○総合周産期母子医療センター

相当規模のM F I C U（母体胎児集中治療室）を含む産科病棟及びN I C U（新生児集中治療管理室）を含む新生児病棟を備え、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠（重症妊娠高血圧症候群、切迫早産等）、胎児・新生児異常（超低出生体重児、先天異常児等）等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができるとともに、必要に応じて当該施設の関係診療科又は他の施設と連携し、脳血管疾患、心疾患、敗血症、外傷、精神疾患等を有する母体に対応することができる医療施設を都道府県が指定するもの。

○地域周産期母子医療センター

産科及び小児科（新生児医療を担当するもの）等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる医療施設を都道府県が認定するもの。

周産期母子医療センターの状況（平成 30 年 10 月 1 日現在）



医 療 圏	病 院 名	
	総合	地域
名古屋・尾張中部	第一赤十字病院、第二赤十字病院 名大附属病院、名市大病院	市立西部医療センター、聖霊病院
海 部		海南病院
尾 張 東 部	藤田保健衛生大病院	愛知医大病院、公立陶生病院
尾 張 西 部		一宮市民病院
尾 張 北 部		小牧市民病院、厚生連江南厚生病院
知 多 半 島		市立半田病院
西 三 河 北 部		トヨタ記念病院
西 三 河 南 部 東		岡崎市民病院
西 三 河 南 部 西	厚生連安城更生病院	刈谷豊田総合病院
東 三 河 北 部	－	－
東 三 河 南 部	豊橋市民病院	

（総合） 7 施設 （地域） 1 2 施設 □ は救命救急センター併設

藤田保健衛生大学病院の整備状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

1 開設者の住所等

住 所	豊明市杓掛町田楽ヶ窪 1 番地 98
名称及び代表者職・氏名	学校法人 藤田学園 理事長 小野 雄一郎

2 病院の名称等

名 称	藤田保健衛生大学病院					
所 在 地	豊明市杓掛町田楽ヶ窪 1 番地 98					
病 床 数	精 神	感染症	結 核	療 養	一 般	合 計
	5 1	0	0	0	1, 3 8 4	1, 4 3 5 床

3 周産期関連部門

区分	母体胎児集中治療室 (MFICU)	一般産科病床	新生児集中治療管理室 (NICU)	新生児集中治療管理室 後方病床(GCU)
要 件	6 床以上	MFICU の 2 倍以上 が望ましい	9 床以上(12 床以上 が望ましい)	NICU の 2 倍以上 が望ましい
病 床 数	6 床	28 床	12 床	18 床

4 診療科目

(要件)産科及び新生児医療を専門とする小児科(MFICU 及び NICU を有するものに限る。)、
麻酔科その他の関連診療科を有するものとする。

内科、精神科、神経科、循環器科、小児科、小児外科、整形外科、脳神経外科、外科、皮膚泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、理学診療科、歯科、麻酔科、その他（神経内科、循環器内科、心臓血管外科、呼吸器外科、形成外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、放射線科、リハビリテーション科、矯正歯科、小児歯科、救急科、病理診断科）
--

5 設備

新生児部門	適否	台数	産科部門	適否	台数
新生児用呼吸循環監視装置	○	1 3 台	分娩監視装置	○	6 台
新生児用人工換気装置	○	1 3 台	呼吸循環監視装置	○	2 台
超音波診断装置 (カートッパ機能を有する)	○	1 台	超音波診断装置 (カートッパ機能を有する)	○	2 台
新生児搬送用保育器	○	1 台			
その他（体温調節装置：低 体温療法可能）	○	1 台			

6 職員

区分	要件	新生児部門
医師	2 4 時間体制で新生児医療を担当する 医師が勤務していること。	常勤 9 人、非常勤 0 人
看護師	(NICU) 常時 3 床に 1 名の看護師が勤務 していること。 (GCU) 常時 6 床に 1 名の看護師が勤務 していること。	常勤 43 人、非常勤 0 人 (新生児集中治療管理室： 日勤 8 人、準夜勤 6 人、深夜勤 6 人) (後方病室： 日勤 6 人、準夜勤 3 人、深夜勤 3 人)
その他	臨床心理士等の臨床心理技術者を配置 すること。	臨床心理技術者 0. 2 人

区分	要件	産科部門
医師	2 4 時間体制で産科を担当する複数 (病床数が 6 床以下であって別途オン コールによる対応ができる者が確保さ れている場合にあっては 1 名) の医師 が勤務していること。	常勤 25 人、非常勤 0 人
看護師 (含助産師)	MFICU の全病床を通じて常時 3 床 に 1 名の助産師又は看護師が勤務して いること。	常勤 45 人、非常勤 0 人 (母体胎児集中治療管理室： 日勤 3 人、準夜勤 2 人、深夜勤 2 人) (後方病室： 日勤 9 人、準夜勤 3 人、深夜勤 3 人)

7 連携機能

〈搬送受入者の状況〉

(平成 2 8 年度実績)

	新生児搬送	母体搬送
搬送受入数	1 3 8 件	1 0 0 件

その他、合同症例検討会の開催等により、地域周産期母子医療センターその他の地域で分娩を
取り扱う全ての周産期医療関連施設等と連携を図るものとする。

医師派遣推進事業に係る医師派遣について

1 内 容

医師の不足等により、救急医療提供体制の維持が困難な地域にある医療機関に行う医師派遣に対して、医師を派遣することによる逸失利益を派遣元医療機関に補助する医師派遣推進事業を実施することで、円滑な医師派遣が実施される体制を構築し、地域医療の確保を図っている。

本医師派遣推進事業における医師派遣は、医療審議会 5 事業等推進部会にて承認が得られたものを対象としている。

2 実施状況

- 平成 2 0 年度国補正予算における「医師派遣等推進事業」の創設に合わせ、本県では平成 2 0 年度 1 2 月補正から事業実施。
- 平成 2 2 年度以降に始めた派遣については、地域医療再生計画（平成 2 2 年 1 月策定）に地域医療連携医師派遣事業として位置付けて対応。
- 地域医療再生計画では、対象地域が尾張地域（海部及び尾張西部医療圏）及び東三河地域（東三河北部及び南部医療圏）に限定されていたため、平成 2 4 年 1 月に地域医療再生計画を見直し、平成 2 4 年度から対象地域を県全域に拡大。
- 平成 2 6 年度から、国の補助事業が廃止され、地域医療介護総合確保基金事業として実施。

3 平成 3 1 年度の実施予定について

別添のとおり。

東栄病院が有床診療所となることに伴い、医師の派遣要請がなくなったため、名古屋第一・第二赤十字病院からの派遣が終了。

4 その他

本協議事項については、平成 3 1 年度以降、新たに設置される愛知県地域医療対策協議会で協議される。

別添

平成 3 1 年度医師派遣推進事業の対象医師派遣

圏域	派遣先病院名	派遣元病院名	派遣内容	医療対策部会 審議状況 (初回承認日)	平成31年度 当初予算 (千円)	補助金 交付開始 年度	補助率及び財源
海部	津島市民病院	← 厚生連稲沢厚生病院	精神科	1 日／2 週	決定済 (H26. 3. 24)	1, 198	H26
	あま市民病院	← 名古屋第一赤十字病院	呼吸器内科	1 日／1 週	決定済 (H20. 12. 9)	2, 397	H20
			小児科	半日／1 月	決定済 (H23. 3. 16)	368	H22
知多半島	常滑市民病院	← 半田市立半田病院	整形外科	1 日／2 週	決定済 (H24. 3. 23)	1, 198	H24
西三河 北部	厚生連足助病院	← トヨタ記念病院	神経内科	1 日／1 月	決定済 (H25. 3. 25)	553	H24
東三河 南部	厚生連渥美病院	← 豊橋市民病院	小児科	常時	決定済 (H23. 3. 16)	11, 250	H22
計					16, 964 (30年度27, 937)		

へき地医療拠点病院の指定について

1 経緯

へき地医療を支援するへき地医療拠点病院である愛知県がんセンター愛知病院（岡崎市内）が、平成 31 (2019) 年度に岡崎市に移管され、へき地医療拠点病院ではなくなる。そこで、岡崎市民病院が愛知病院のへき地医療拠点病院としての役割を引き継ぎ、へき地診療所への代診医派遣等を行うこととするもの。
（対象医療機関）
岡崎市民病院（岡崎市高隆寺町字五所合 3－1）
開設者 岡崎市 管理者 早川文雄

2 へき地医療拠点病院

（1）概要

へき地医療支援機構の指導・調整の下に、無医地区への巡回診療、へき地診療所等への医師派遣、又はへき地診療所の医師の休暇時等における**代替医師の派遣などを行う病院**

（2）根拠

厚生労働省 へき地保健医療対策等実施要綱

（3）補助金

へき地医療拠点病院の運営事業に対する補助
施設・設備整備に対する補助

（4）指定

へき地医療支援計画策定会議 及び **愛知県医療審議会 5 事業等推進部会**の承認を受け、県で指定。（国にへき地医療拠点病院の指定について報告）

3 へき地医療拠点病院の指定要件

無医地区及び無医地区に準じる地区を対象として、**へき地医療支援機構の指導・調整の下に巡回診療、へき地診療所等への医師派遣、へき地診療所の医師等の休暇時等における代替医師等の派遣等の次に掲げる事業（ア、イ又は力のいずれかの事業は必須）を実施した実績を有する又はこれらの事業を当該年度に実施できると認められる病院**をへき地医療拠点病院として指定する。

- ア 巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関すること。
- イ へき地診療所等への代診医等の派遣（継続的な医師派遣も含む）及び技術指導、援助に関すること。
- ウ 特例措置許可病院への医師の派遣に関すること。
- エ 派遣医師等の確保に関すること。
- オ へき地の医療従事者に対する研修及び研究施設の提供に関すること。
- カ 遠隔医療等の各種診療支援に関すること。
- キ 総合的な診療能力を有し、プライマリ・ケアを実践できる医師の育成に関すること。
- ク その他都道府県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力に関すること。

4 へき地医療拠点病院の該当要件

イのへき地診療所等への代診医等の派遣（継続的な医師派遣も含む）及び技術指導、援助に関することに該当

下記によりへき地診療所へ代診医を派遣予定

派遣先	派遣予定（日数）				
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	計
岡崎市（額田北部、額田宮崎）診療所	2	2	2	2	8
西尾市佐久島診療所	1	1	1	1	4
豊田市立乙ケ林診療所	1	1	1	1	4

5 県内のへき地医療拠点病院

（平成 3 0 年度）

医 療 圏	市町村名	へき地医療拠点病院	開設者	指定年月日
知多半島	南知多町	厚生連知多厚生病院	厚生連	H14. 4. 1
西三河北部	豊 田 市	厚生連足助病院	厚生連	H14. 4. 1
西三河南部	岡 崎 市	愛知県がんセンター愛知病院（※）	愛知県	H14. 4. 1
東三河北部	新 城 市	新城市民病院	新城市	H14. 4. 1
	東 栄 町	東栄町国保東栄病院（※）	東栄町	H14. 4. 1
東三河南部	豊 橋 市	豊橋市民病院	豊橋市	H14. 4. 1
	豊 川 市	豊川市民病院	豊川市	H14. 4. 1

※愛知県がんセンター愛知病院 及び 東栄町国保東栄病院は、平成 31 年 3 月 31 日付けでへき地医療拠点病院の指定取り消し予定

<参考>

「へき地診療所」

交通条件及び自然的、社会的条件に恵まれない山間地、離島その他の地域のうち、医療の確保が困難である「無医地区」及び「無医地区に準ずる地区」において、地域住民の医療を確保することを目的として、市町村等が設置する診療所

「へき地医療支援機構」

へき地での診療経験を有する医師を専任担当官とし、へき地診療所からの代診医の派遣要請等広域的なへき地医療支援事業の企画・調整を行い、へき地医療対策の各種事業を円滑かつ効率的に実施する組織（医務課地域医療支援室に設置）

へき地診療所の指定について

1 経緯

東栄町では、東栄町国民健康保険東栄病院を長年運営していたが、施設の老朽化や、患者数の状況、医師・医療スタッフの確保の困難等の理由により、現在 40 床ある病床を 19 床にし、平成 31 年 4 月より有床診療所化することとなった。

本診療所（4 月から「東栄医療センター」に名称変更）の設置場所は、国の定める「無医地区に準ずる地区」であり、「無医地区」や「無医地区に準ずる地区」における医療確保のために設置される、へき地診療所の要件を満たすことから、その指定を検討するもの。

（対象医療機関）

東栄医療センター（東栄町大字三輪字上栗 5 番地）

開設者 東栄町 管理者 丹羽治男

2 へき地診療所

- （1）概要
- 交通条件及び自然的、社会的条件に恵まれない山間地、離島その他の地域のうち、医療の確保が困難である「無医地区」及び「無医地区に準ずる地区」において、地域住民の医療を確保することを目的として、市町村等が設置する診療所
- （2）根拠
- 厚生労働省 へき地保健医療対策等実施要綱
- （3）補助金
- 運営費に対する補助（赤字補てん）※国民健康保険直営診療所は対象外
- 施設・設備整備に対する補助
- （4）指定
- へき地医療支援計画策定会議 及び 愛知県医療審議会 5 事業等推進部会 で承認を受け、県で指定。

3 へき地診療所の要件

- 市町村等を設置主体として、下記の場所に設置されるもの
- （1）へき地診療所を設置しようとする場所を中心としておおむね半径 4km の区域内に他に医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口 1, 0 0 0 人以上であり、かつ、診療所の設置予定地から最寄医療機関まで通常の交通機関を利用して（通常の交通機関を利用できない場合は徒歩で）3 0 分以上要するものであること。
- （2）医療機関のない離島のうち、人口が原則として 3 0 0 人以上、1, 0 0 0 人未満の離島に設置するものであること。
- （3）（1）（2）のほか、これらに準じてへき地診療所の設置が必要と都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認めた地区（「無医地区に準ずる地区」）に設置する。

※東栄医療センターから、最寄り医療機関までは交通機関を利用して約 2 0 分であり、（1）、（2）には該当せず、（3）の「無医地区に準ずる地区」の設置に該当する。

4 「無医地区に準ずる地区」についての東栄医療センターの状況

要 件	状 況	適否
＜無医地区に準じる地区の定義＞ 「無医地区には該当しないが、無医地区に準じた医療の確保が必要と各都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議できる地区」 ＜各都道府県知事の判断の基準＞ ア 半径 4km の地区内の人口が 5 0 人未満で、かつ、山、谷、海などで断絶されていて、容易に医療機関を利用することができないため、巡回診療が必要である。 イ 半径 4 km の地区内に医療機関はあるが診療日数が少ないか (概ね 3 日以下) 又は診療時間が短い (概ね 4 時間以下) ため、巡回診療等が必要である。 ウ 半径 4 km の地区内に医療機関はあるが眼科、耳鼻いんこう科などの特定の診療科目がないため、特定診療科についての巡回診療等が必要である。 エ 地区の住民が医療機関まで行くために利用することができる定期交通機関があり、かつ、1 日 4 往復以上あり、また、所要時間が 1 時間未満であるが、運行している時間帯が朝夕に集中していて、住民が医療機関を利用することに不便なため、巡回診療等が必要である。 オ 豪雪地帯等において冬期間は定期交通機関が運行されない、又は極端に運行数が少なくなり、住民が不安感を持つため、巡回診療等が必要である。	最寄り医療機関の浦川診療所（浜松市天竜区）は診療日が週 3 日（火、木、金）で、診療時間は 9：00～12：15 となっている。 浦川診療所への交通手段として、電車（JR 飯田線）が 1 日平均 12 往復あり、所要時間は 20 分となっているが、運行している時間帯が限られており、利用が不便である。	○ （基準） 「イ」 「エ」

5 県内のへき地診療所 (平成30年度)

医 療 圏	市町村名	へ き 地 診 療 所	開設者	開設年月日
知多半島	南知多町	知多厚生病院附属篠島診療所	厚生連	H 3. 9. 17
西三河北部	豊 田 市	豊田市立乙ヶ林診療所	豊田市	S47. 8. 29
西三河南部	岡 崎 市	岡崎市額田北部診療所	岡崎市	H 7. 12. 19
		岡崎市額田宮崎診療所	岡崎市	H 4. 4. 1
	西 尾 市	西尾市佐久島診療所	西尾市	S53. 7. 1
東三河北部	新 城 市	新城市作手診療所	新城市	S36. 8. 19
	設 楽 町	設楽町立つぐ診療所	設楽町	H17. 9. 21
	豊 根 村	豊根村診療所	豊根村	H 9. 4. 1
		富山診療所	豊根村	S38. 12. 1
東三河南部	田 原 市	田原市赤羽根診療所	田原市	H30. 4. 1

東栄医療センターの概要

- 1 開設時期
平成31年4月1日
- 2 開設場所
既設東栄町国民健康保険東栄病院（東栄町大字三輪字上栗5番地）
※鉄骨造4階建4,746㎡（診療棟・管理棟・病棟・検査棟等）
- 3 病床数
19床
- 4 診療日・時間（予定）

		月	火	水	木	金	土	日	受付（診療）時間
午前	総合診療	○	○	○	○	○	休	△ 第2 第4	7：45～11：45 (8：40～12：00)
	整形外科	○	△ 第2 第4	○	—	—	休	休	
	循環器	—	—	—	○	—	休	休	
午後	整形外科	○	○	○	—	△ 第1 第3	休	休	7：45～15：30 (13：00～16：00)
	耳鼻科	—	○	—	—	—	休	休	7：45～16：30 (14：00～17：00)
	精神科	—	—	—	—	△ 第1 第3	休	休	7：45～14：45 (13：00～15：00)
	往診	○	—	—	○	—	休	休	
	やまゆり すぎのき	—	○	—	—	—	休	休	
	巡回診療	—	—	—	御園 1回/月	栗代・古戸 隔週	休	休	
透 析		○	○	○	○	○	○	休	
附属下川診療所		—	○	○	—	○	休	休	
つぐ診療所		○	—	—	—	—	休	休	
豊根村診療所		—	—	—	—	○	休	休	午前のみ

- 5 人員体制（予定）
- 医師 常勤 4名、非常勤8名
- 看護師 常勤20名、非常勤3名
- 医療技術職員 常勤11名
- 介護職員 常勤 8名、非常勤3名
- 事務職員 常勤10名、非常勤1名遣

自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラムについて

1 経緯

平成30年の医療法改正により、自治医科大学卒業医師や地域枠医師のへき地や医師の不足する地域への派遣が効果的に行われるよう、県において、キャリア形成プログラムを作成することとされ、該当医師はそのプログラムに参加することとされた。

県でキャリア形成プログラムを策定するに当たっては、プログラムが適用される医師や将来、適用が予定される学生に意見を聴くとともに、地域医療対策協議会（平成30年度までは5事業等推進部会が兼ねる。）の協議を経ることとされている。

2 キャリア形成プログラム

自治医科大学卒業医師や地域枠医師の義務年限における派遣先や研修先、義務履行の中断、その他の要件等を定めたもの。

自治医科大学業医師のへき地等への派遣については、以前より、内規に基づき行ってきており、今回のキャリア形成プログラムは、本内規の内容を参考に策定した。

3 義務年限中の勤務計画

年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9
区分	臨床研修		へき地勤務		専門研修		へき地勤務		
勤務・研修先	県内の臨床研修病院及び自治医科大学附属病院		へき地市町村立等病院・診療所		県内の国公立・公的病院等及び自治医科大学附属病院		へき地市町村立等病院・診療所		

4 愛知県の状況（平成30年度）

- ・へき地等勤務 8人
- 【内訳】知多厚生病院 1人
- 新城市民病院 5人
- 佐久島診療所 1人
- 新城保健所（へき地医療支援機構）1人
- ・臨床研修 4人
- ・専門研修 5人
- ・在学中 16人

（参 考）

「自治医科大学卒業医師」

へき地医師の確保を目的として、各都道府県が共同で設立した自治医科大学を卒業し、医師となった者は、卒業後9年間、県内のへき地等に勤務することで、貸与された在学中の入学料、授業料、その他大学に納付する経費の返還が免除される。

愛知県救急医療協議会の設置について

1 目的

昭和 53 年 5 月に名古屋掖済会病院を県内初の救命救急センターに指定して以来、現在までに「2 次医療圏に複数設置」の方針の下、23 ヶ所の救命救急センター及び 1 ヶ所の小児救命救急センターを指定している。

救命救急センターについては、国が定めた調査項目に基づき毎年調査を実施しているが、今後は、調査結果に基づく救命救急センターの詳細な機能評価を行うことで、救命救急センターの機能及び質の向上を図るための施策を検討するなど、本県の救急医療全体の問題点や課題を検討するため、平成 31 年（2019 年）度に愛知県救急医療協議会を新たに設置する。

なお、救急搬送に関する事項については、消防本部が開催しているメディカルコントロール協議会で議論されている。

2 所管事項

- (1) 第 3 次救急医療体制に関すること。
- (2) 救命救急センターの現況調査及び機能評価に関すること。
- (3) 救命救急センターの機能強化に関すること。
- (4) その他救急医療体制全般に関すること。

3 構成員

救命救急センター長（23 ヶ所）、小児救命救急センター長（1 ヶ所）、愛知県医師会及び愛知県病院協会等関係団体代表者、消防本部関係者、学識経験者

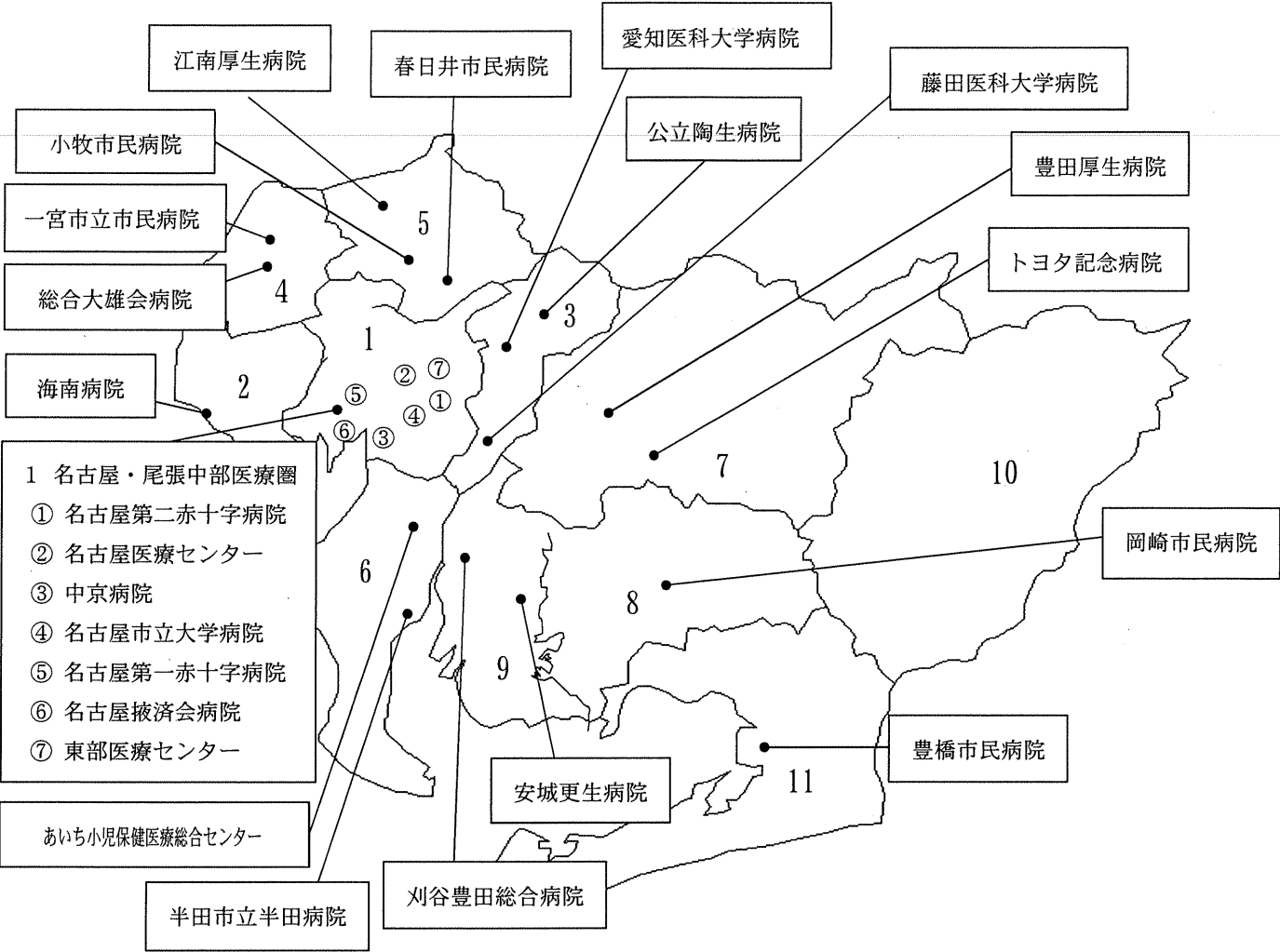
4 設置時期

平成 31 年（2019 年）上半期中を予定

5 開催回数

年 2 回程度を予定

救命救急センターの指定状況



2 次医療圏		救命救急センター	
1	名古屋・尾張中部	名古屋第二赤十字病院、名古屋医療センター、中京病院、名古屋市立大学病院、名古屋第一赤十字病院、名古屋掖済会病院、名古屋市立東部医療センター	7
2	海部	海南病院	1
3	尾張東部	愛知医科大学病院、藤田医科大学病院、公立陶生病院	3
4	尾張西部	一宮市立市民病院、総合大雄会病院	2
5	尾張北部	小牧市民病院、春日井市民病院、江南厚生病院	3
6	知多半島	半田市立半田病院、（小児救命救急センター）あいち小児保健医療総合センター	1（1）
7	西三河北部	豊田厚生病院、トヨタ記念病院	2
8	西三河南部東	岡崎市民病院	1
9	西三河南部西	安城更生病院、刈谷豊田総合病院	2
10	東三河北部	—	
11	東三河南部	豊橋市民病院	1
		計	23（1）